

番 号 : 131407

国 名 : スリランカ

担当部署 : スリランカ事務所

案件名 : 紛争影響地域における帰還民を対象とした生計向上支援 (第3年次)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生計向上
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年3月下旬から2014年10月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40 M/M、現地 5.33 M/M、合計 5.73 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	160日	5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月12日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	農村における生計向上に係る各種業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ国では、2009年5月に内戦が終結したものの、紛争終結末期に北部州・東部州で激しい戦闘が繰り広げられた結果、住民の多くが元の土地を離れ、28万人を超える国内避難民(IDP)が発生した。そのため、2009年10月以降、スリランカ政府によるIDP帰還事業が進められており、幹線道路などの基礎インフラが急速に復旧されつつある一方で、IDPの帰還地の多くは生活基盤が破壊されており、生計を営むための資本や設備、機材、社会サービス等が不足し、自立的な生計手段を確立するうえで多くの困難に直面している。特に帰還民の多く住む北部州は、緊急人道支援の段階から持続的な開発支援の段階に移行する中であって、再定住及び生計手段の回復及び生活再建が立ち遅れている。このため、土地なし農民や寡婦世帯などの脆弱層を取り込みつつ、個人・コミュニティのエンパワーメントを通じた生計向上手段の安定的確保や持続的な地域開発を進めることが急務となっている。

かかる状況を受け、2012年3月、スリランカ政府は紛争後に帰還した住民(以下、帰還民と表記)の生計向上及び持続的な地域開発を支援するための専門家の派遣要請を我が国政府に提出した。日本政府は本要請内容の緊急性に鑑み、本案件を2012年4月に採択、同年9月下旬には第1年次の活動が開始された。本専門家は、同要請で述べられているクライテリアに基づき特定されたワウニア県及びムラティブ県において、人道援助段階から持続的な開発支援までシームレスに移行していくための帰還民への生計向上支援を推進することを目的とする。また、活動の実施を通じて、コミュニティを中心とした地域開発の進め方をカウンターパート(以下、C/P)機関であるスリランカ農業省農業局及び北部州農業局などに指導・助言するものである。

なお、本案件は、2012年9月下旬から2013年3月までに第1年次派遣、2013年4月から2014年3月までの第2年次派遣(現在派遣中)と2代にわたる専門家派遣の後続案件である。これまで第2年次までに、支援対象住民の選定、プロジェクト活動の協議・合意形成、定住・作物生産のための井戸改修、節水灌漑導入、家畜飼育、果樹・豆類栽培、ココナツ栽培・加工(搾油、ロープ製作等の繊維加工)などの生計向上活動を行っている。本案件ではこれまでの成果をもとに、2014年9月末の支援終了までを担当する。なお、本支援対象地における地雷撤去作業や国連人権委員会(次回本年3月開催)や州議会選挙(2013年9月に北部州で実施、本年3月に西部州および南部州で実施)の結果がIDPの帰還、再定住を不確かなものにしており、これらに適時に対応することが求められている。本専門家の活動をより効果的なものとするために本部から運営指導調査団を派遣しており、本専門家派遣期間においても3回程度を予定している。業務の遂行にあたっては、同運営指導調査団およびJICAスリランカ事務所と協力しつつ実施する。

また、スリランカ農業省農業局とJICAの間では後継となる技術協力案件の形成について協議していることから、本専門家はこの協議について技術面から側面支援する。

7. 業務の内容

本業務は、支援対象地の社会情勢、IDPの帰還・再定住状況等の変化に合わせ、複数回派遣予定の運営指導調査団の助言およびJICAスリランカ事務所との協議を踏まえながら、支援対象住民の定住・生計向上を支援するものです。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 国内準備期間(2014年3月下旬)

- ① 第1年次に作成された運営指導調査報告書、専門家報告書、及びJICAスリランカ事務所やUN、他の援助機関が過去に実施した報告書の内容、北部州の最新の動向、並びにC/P機関の意向等に関する関連資料をレビューする。
- ② ワークプラン(英文)を作成し、JICA南アジア部、農村開発部、及び経済基盤開発部に提出し、業務計画の説明を行う。なお、ワークプラン作成に際しては第2年次までの支援内容を勘案しその継続性に留意して作成すること。

(2) 第1次現地派遣期間(2014年3月下旬～5月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAスリランカ事務所等にワークプランを提出し、業務計画の内容の確認を行う。
- ② 支援対象地(基本的にはワウニア県及びムラティブ県の約30程度の行政村(Grama Niladari、以下GN)(平均100～200世帯で構成される最小単位の行政村の名称)を想定)の最新の状況把握を行い、各地での支援内容に応じた手順ならびに支援オプションの内容等について、運営指導調査団による助言を得ながらC/P機関(両県の農業局、GN、農業普及員(AI: Agricultural Instructor)、住民代表等)との間で確認を行う。
- ③ 前項②の作業と並行して、農繁期(ヤラ期(4月から8月頃))における生計向上支援活動の準備(材料の入手先の特定・確認、入手可能性、入手可能な数量の確認、運搬手段・日時の決定、配布方法の事前確認・準備等)、対象住民に対する支援を行なう。なお、本活動および次項以降の活動について必要に応じて現地補助員を備上のうえ実施する(詳細はJICAスリランカ事務所と協議のうえ決定することとし、見積への費用計上は不要)。
- ④ 前項③で行った支援活動のモニタリング、フォローアップを行う。この際、AIのみならず、住民組織から有能な人材を集め、これら人材を通じてモニタリングを行うとともに、本専門家も定期的(各村を毎週1回程度)に巡回・必要な助言を与える。また、支援対象地の社会情勢、IDPの帰還・再定住状況等の変化に応じて活動の軌道修正が必要な場合は、C/P機関、運営指導調査団及びJICAスリランカ事務所と協議の上、柔軟に対応する。
- ⑤ 活動の進捗および運営指導調査の助言を踏まえ、必要に応じてワークプラン(英文)を修正する。
- ⑥ 上記②～④の活動を通じて得られる知見をもとに、JICAスリランカ事務所に対し、当該地域向け新規案件の形成作業に必要な情報提供を行う。なお、この情報提供の内容には、GN別の帰還民の特性、各地域を管轄するAIの技術レベル、住民組織の中で活発に活動する人材情報、生活再建・生計向上活動の実施・拡大上の制約条件および留意事項など具体的事項を含めることとする。
- ⑦ 第1次現地派遣期間の結果をJICAスリランカ事務所に報告する。

(3) 国内作業期間(2014年5月下旬)

- ① JICA南アジア部、農村開発部、経済基盤開発部へ現地業務結果を報告し、第2次現地派遣期間の活動について意見交換を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年6月上旬～9月中旬)

- ① 次の農繁期(マハ期(10月から2月頃))の準備を含め、上記(2)③～⑤の活動を継続する。なお、後継案件の採択状況によっては、同案件との連携・連続性を念頭に置いた活動内容の変更の必要が生じることもあり得るため、JICAスリランカ事務所への連絡・調整を密に行うこと。
- ② JICAスリランカ事務所に対し、当該地域向け新規案件の形成作業に必要な情報提供を行う(上記(2)⑥に同じ)。
- ③ 上記(2)③～⑤および(4)①を通じて得られた成果をもとに、対象GNの置かれている状況別の条件に応じた生計向上にかかる支援の実施において得られた成果・教訓・課題等を整理し、現地業務結果報告書(英文)として取りまとめのうえ、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に提出、報告を行う。

(5) 帰国後整理期間(2014年9月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文7部)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書(英文7部)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題(各種研修教材の作成にかかわるもの)
- ⑤その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

農繁期の開始時期を考慮し、現地派遣期間は2014年3月下旬の開始を予定しています。なお、渡航回数は2回を上限にプロポーザルにて提案してください。

また、現地業務間の国内作業(7.(3)関係)の日数についても、「2.(3)業務日数」に記載した準備期間と整理期間の合計日数を目安に提案願います。

② 現地での業務体制

支援活動の進捗および対象地域の状況に応じた活動を行うため、本専門家に対する助言を行う運営指導調査団を本専門家派遣期間中に3回程度派遣する予定です(第1次現地作業期間開始時、5月中旬、8月下旬を予定)。また、JICAスリランカ事務所からも必要に応じ出張ベースで支援を行います。

③便宜供与内容

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ
臨時会計役として支出を委嘱する経費から備上いただきます。

エ) 通訳備上
なし

オ) 現地日程のアレンジ
JICAスリランカ事務所、運営指導調査団と協議の上、当地にて確定します。

カ) 執務スペースの提供
臨時会計役として支出を委嘱する経費から、ワウニア市内に執務スペースを借り上げていただきます(ムラティブ県の安全確認が取れた場合、本案件実施中にムラティブ県内に執務スペース移すことも想定します)。

- (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯第二課(TEL:03-5226-8439)にて配

布します。

- ・ 運営指導調査団報告書
- ・ 専門家業務完了報告書（第一年次）
- ・ プロジェクトニュースレター

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②活動に要する支出管理のため、JICAスリランカ事務所が本専門家を臨時会計役に委嘱する予定です。
- ③本専門家の活動を通じて資機材を配布する際には、被益住民のオーナーシップを高めるために、材料のみをJICA側で提供し、実際の作業は受益者である帰還民等が行うといった受益者負担分の作業を必ず盛り込むこと。また、この過程において現地を管轄する行政官（AIを想定）を必ず関与させながらAIと住民の間の接点を強化し、地域住民の活性化を支援する当該行政のプロセスが強化されるよう留意してください。なお、本案件ではこれまでに節水農業機材（井戸修復用資機材、節水農業用の資材等）、家畜飼育、果樹、野菜等を投入しています。

以 上